2014年2月号

二戸労基署ニュース

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

◇労働関係法令等の改正について◇

●林業伐出機械等が新たに規制の対象となります●

改正の趣旨

林業では、動力を用い、不特定の場所に自走できる林業機械の機能の多様化、高度化が進められています。しかしながら、多くの林業現場で、これらの機械を使用して伐木、造材、集材等の作業が行われていますが、同時に死亡災害を含む労働災害が発生してきています。

「車両系林業機械の安全対策に係る検討会」における議論を踏まえ、木材伐出機械等を使用する作業による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則について必要な改正が行われました。

木材伐出機械等による労働災害の発生状況

全国の木材伐出機械等による災害は、死傷者数でみると林業全体の労働災害の約4%ですが、死亡者数でみると約16%であり、重篤な災害の割合が高いという状況です。(表1)

木材伐出機械等による死傷災害は、増減を繰り返していますが、車両系木材伐出機械による死傷災害は増加傾向となっています。（表２）

表1　林業における労働災害発生状況（平成23年）

	死傷災害	死亡災害
木材伐出機械等による災害　計	８７人	６人
伐木等機械による災害	３９人	２人
走行集材機械による災害	２１人	３人
架線集材機械による災害	９人	０人
機械集材装置による災害	１８人	１人
木材伐出機械等による災害における全労働災害に対する割合	４%	**１６%**
林業における全労働災害	2,219人	３８人

資料出所：「死亡者数」は死亡災害速報
「死傷者数」は労働者死傷病報告を基に作成

表２　木材伐出機械等による死傷災害発生状況

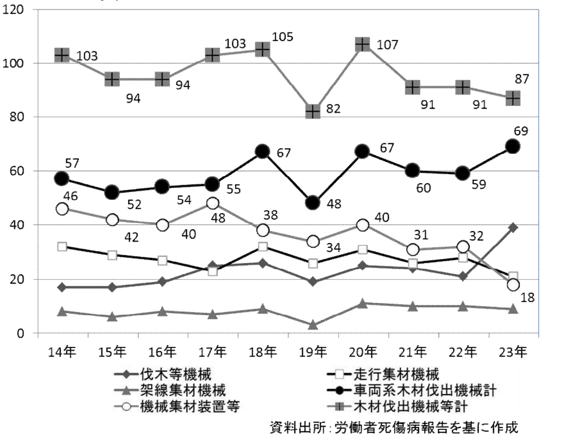

資料出所：労働者死傷病報告を基に作成

車両系木材伐出機械の保有台数の推移

林業の現場で使用されている車両系木材伐出機械の保有台数は、平成23年度までの10年間で減少傾向にあるが、比較的操作が困難な機械(※)の合計保有台数は、約5,000台の増加となっている。（表３）

表３　車両系木材伐出機械の保有台数の推移

資料出所:林野庁業務資料を基に加工したもの

※　ハーベスタ、フェラバンチャ、プロセッサ、グラップルソー、木材グラップル、フォワーダ、スキッダ、タワーヤーダ、スイングヤーダは、グラップルによりつかむ等の機能を有しているため、荷台に原木等を積載して車両を走行させる集材車、集材用トラクターよりも操作が難しい。これらの機械を「比較的操作が困難な機械」として集計している。

労働安全衛生規則の改正内容

	◎：新設（一部改正を含む） ○：既存	伐木等機械	走行集材機械	架線集材機械	簡易架線集材装置	機械集材装置等
①機械・装置による作業での危険防止	一般的な措置 （ヘッドガード等の設置、地形等の調査、作業計画の作成、最大使用荷重等の厳守、制動装置等の点検と補修、作業指揮者 他）	◎	◎	◎	◎	◎
	車両の転倒、逸走等の防止 （制限速度の設定、幅員の確保等、運転位置から離脱する時の逸走防止（※） 他）	◎	◎	◎	◎ （※のみ）	◎ （※のみ）
	機械との接触、飛来落下等の防止 （危険箇所への立入禁止、運転席の防護柵等、運転中の離脱の禁止 他）	◎	◎	◎	◎	◎
	伐木作業及び造材作業での危険の防止	◎	―	―	―	―
	車両の走行による集材作業での危険の防止 （走行時の荷台への乗車禁止、積載時の荷崩れ防止措置 他）	―	◎	―	―	―
	ウインチによる作業での危険の防止 （ワイヤロープの安全係数、不適格なワイヤロープの使用禁止、点検、合図）	―	◎	◎	◎	○
	集材装置による集材作業での危険の防止 （制動装置等の設置基準、最大使用荷重等の表示、架線集材機械を集材機として用いる場合の措置 他）	―	―	―	◎ 空中での運搬の禁止	○ 主索の検定等
②機械・装置の運転業務従事者に対する特別教育の実施		◎	◎	◎		○

施行日等　①は、平成 26 年６月１日施行、②は、平成 26 年 12 月１日施行

新たに規制の対象となる木材伐出機械等の種類

車両系木材伐出機械　動力を用い、不特定の場所に自走することができる機械

伐木等機械

伐木、造材、原木等の集積を行うための機械。

（例）ハーベスタ
伐木、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積を行う自走式の機械。

（その他の例）フェラバンチャ、プロセッサ、グラップルソー、木材グラップル

走行集材機械

車両の走行により集材を行うための機械。

（例）フォワーダ
グラップル装置で玉切りした短幹材を荷台に積載して運搬する機械。主として作業路上を走行する。

（その他の例）スキッダ、集材車、集材用トラクター

架線集材機械

動力を用いて原木等を巻き上げることにより運搬するための機械。

（例）集材ウインチ
油圧ショベル等に単胴のウインチを装備し、集材を行う自走式の機械。

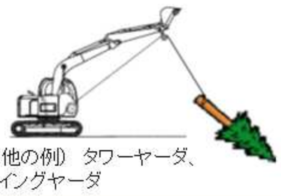

（その他の例）タワーヤーダ、スイングヤーダ

集材装置　集材機、架線、支柱等により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、運搬する設備

簡易架線集材装置

原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備。

機械集材装置

空中において運搬する設備。（従来の定義に同じ。）

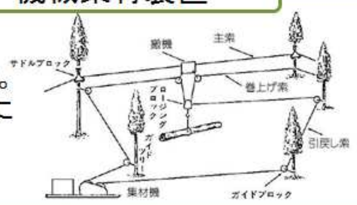

●労災保険関係成立票の大きさが改正されます●

建設事業で表示する労災保険関係成立票の大きさが平成２６年４月１日から改正されます。

様式第２５号

労　災　保　険　関　係　成　立　票	
保険関係成立年月日	
労　働　保　険　番　号	
事　業　の　期　間	自　平成　　年　　月　　日 至　平成　　年　　月　　日
事業主の住所氏名	
注　文　者　の　氏　名	
事業主代理人の氏名	

成立票の大きさです

	改正後	改正前
縦	25cm 以上	40ｃｍ以上
横	35cm 以上	50ｃｍ以上

Ｂ４版（２５７×３６４mm）以上の大きさで対応可能となります。

◆２月は「情報セキュリティ月間」です。

★各種相談窓口

・**コンピュータウイルス**に感染してしまったのではないかと思ったらこちらにご相談ください
　・IPA(独立行政法人情報処理推進機構) 情報セキュリティ安心 相談窓口
　・電話番号 03-5978-7509（平日10:00～12:00 および 13:30～17:00)

・**広告や宣伝目的の迷惑メール**に困っている時はこちらへご連絡ください
　・財団法人日本データ通信協会 迷惑メール相談センター
　・電話番号 03-5974-0068（平日10:00～17:00)

◇ *「労働災害発生状況（平成２６年１月)」*

・ **死亡労働災害** ： 　0 件　(前年比　±0件)
・ **休業 4日以上** ： 　5 件　(前年比　－4件)

◇「労働災害発生状況（平成２５年１月～１２月）」（平成 26 年 1 月末現在）

・ **死亡労働災害 ：　5　件　（前年比　＋4件）**

・ **休業　4日以上 ：　132　件　（前年比　＋11件）**

業種			当月受付	当年累計	前年同期	対前年同期 増減数	対前年同期 増減率
製造業	食料品	水産食料品		3	2	1	50.0%
		上記以外の食料品		13	13	0	0.0%
	繊維・衣服その他繊維製品				5　(3)	-5	
	木材・木製品、家具・装備品			6	8	-2	-25.0%
	パルプ・紙、印刷・製本						
	化学工業						
	窯業土石			1	1	0	0.0%
	鉄鋼業、非鉄金属						
	金属製品			1	1	0	0.0%
	一般機械器具			1		1	
	電気機械器具						
	輸送用機械製造		1	2	3	-1	-33.3
	電気・ガス						
	その他の製造			2	①　3	-1	-33.3%
	小計		1	29	①　36　(3)	-7	-19.4%
鉱業				1		1	
建設業	土木工事			6	8	-2	-25.0%
	建築工事	鉄骨・鉄筋家屋		4　(3)	4	0	0.0%
		木造家屋	2	10	9	1	11.1%
		その他の建築工事		3	2	1	50.0%
	その他の建設		1	6	4	2	50.0%
	小計		3	29　(3)	27	2	7.4%
運輸交通業	道路貨物運送業			7　(1)	5	2	40.0%
	その他の運輸交通業				1	-1	
貨物取扱							
農林業	農業						
	林業		1	①　14	8	6	75.0%
畜産水産業	畜産業		1	6	11	-5	-45.5%
	水産業			②　5	7	-2	-28.6%
商業	小売業		1	①　8	8	0	0.0%
	その他の商業			2　(1)	1	1	100.0%
通信業			1	6　(5)		6	
保健衛生業	社会福祉施設		1	5	4	1	25.0%
	その他の保健衛生業			1		1	
接客娯楽業	旅館業						
	飲食店			1	2	-1	-50.0%
	その他の接客娯楽業				3	-3	
その他	ビルメンテナンス業			1		1	
	その他(上記以外の全ての業種)			①　17　(2)	8　(3)	9	112.5%
合計			8	⑤　132　(12)	①　121　(6)	11	9.1%

（注）労働者死傷病報告による休業４日以上の統計である。○内は死亡者数（内数）である。
（　）内は交通労働災害者数（内数）である。「今月分」は、当月報告受付件数（内数）である。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

このニュースへのお問い合わせは　二戸労働基準監督署　TEL0195－23－4131まで。